「店頭外国為替証拠金取引　契約約款」の一部改正について

下 線 部 変 更

（2020年8月24日）

現　行	変　更　後
店頭外国為替証拠金取引　契約約款 （ＦＸ24，シストレ24、トライオートＦＸ、マイメイト） 本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）との間で行う店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」「トライオートFX」「FX24」「マイメイト」（以下「本取引」という）に係る権利義務関係について定めたものです。 第１条～第11条　　省　略 第12条（為替レート） 省　略 ３．マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。（トライオートFX・FX24・マイメイトのみ） 以下、省　略 2020年7月27日	店頭外国為替証拠金取引　契約約款 （シストレ24、トライオートＦＸ、マイメイト） 本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）との間で行う店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」「トライオートFX」「マイメイト」（以下「本取引」という）に係る権利義務関係について定めたものです。 第１条～第11条　　現行通り 第12条（為替レート） 現行通り ３．マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。（トライオートFX・マイメイトのみ） 以下、現行通り 2020年8月24日